

こんな場合も支払い対象です

CASE

1 自転車での事故でも

交通災害共済では、自転車を運転中の事故、自転車にぶつかったなどの事故も対象となります。

- 子どもを自転車の荷台に取り付けたチャイルドシートに乗せていて、子どもの足が後輪に巻き込まれた。
- 歩行中、学生が運転する自転車にぶつかりけがをした。

※対象外…補助輪付きの自転車



CASE

2 通院1日の事故でも

1日だけの入院・通院でも見舞金をお支払いします。

- 自転車等で転倒したけがで入院・通院した。

CASE

3 事故証明書のない交通事故でも

自転車等による事故で警察への届出をしなかった場合でも「交通事故申立書」による請求で見舞金をお支払いします。ただし、災害の程度にかかわらず、第1種16,000円、第2種32,000円の支給となります。

CASE

4 駐車場などでの交通事故でも

国道、県道、市町村道のほか、ショッピングセンターなどの不特定多数の人が出入り可能な駐車場での交通事故も見舞金をお支払いします。

CASE

5 共済期間内に再度交通事故を起こしても

交通事故で見舞金を受け取り、その後同じ共済期間内に別の交通事故で見舞金を請求することもできます。

CASE

6 入院、通院の途中でも

入院、通院の途中で見舞金の請求が行われた場合、それまでの日数に基づいて見舞金をお支払いします。その後、入院、通院の日数が増えれば、共済見舞金等級表のとおり、見舞金の差額をお支払いします。

ただし、事故から1年以内に請求してください。



CASE

7 けがが悪化し、等級などが変わっても

けがが完治したと思って見舞金を請求し受け取った後、けがが悪化して、入院・通院をした場合、再度請求を行っていただく事により、等級が変わればその差額をお支払いします。

ただし、事故から1年以内に請求してください。

CASE

8 交通事故から時間が経過していても

事故当日から、何週間か経過した後、身体に異常を感じて入院、通院した場合、交通事故によるけがであると確認できれば、見舞金をお支払いします。

お問い合わせは各市町の窓口へ

- 倉吉市役所（第2庁舎地域づくり支援課） TEL 0858-22-8159
- 湯梨浜町役場（総務課） TEL 0858-35-3111
- 三朝町役場（総務課危機管理局） TEL 0858-43-3500
- 北栄町役場（総務課情報防災室） TEL 0858-37-5862
- 琴浦町役場（本庁舎総務課） TEL 0858-52-2111
- （分庁舎分庁舎総合窓口） TEL 0858-55-0111
- 鳥取中部ふるさと広域連合（事務局環境福祉課） TEL 0858-36-1023

鳥取中部ふるさと広域連合 交通災害共済のHPはこちらから ▶



年間 **500円** から加入できます

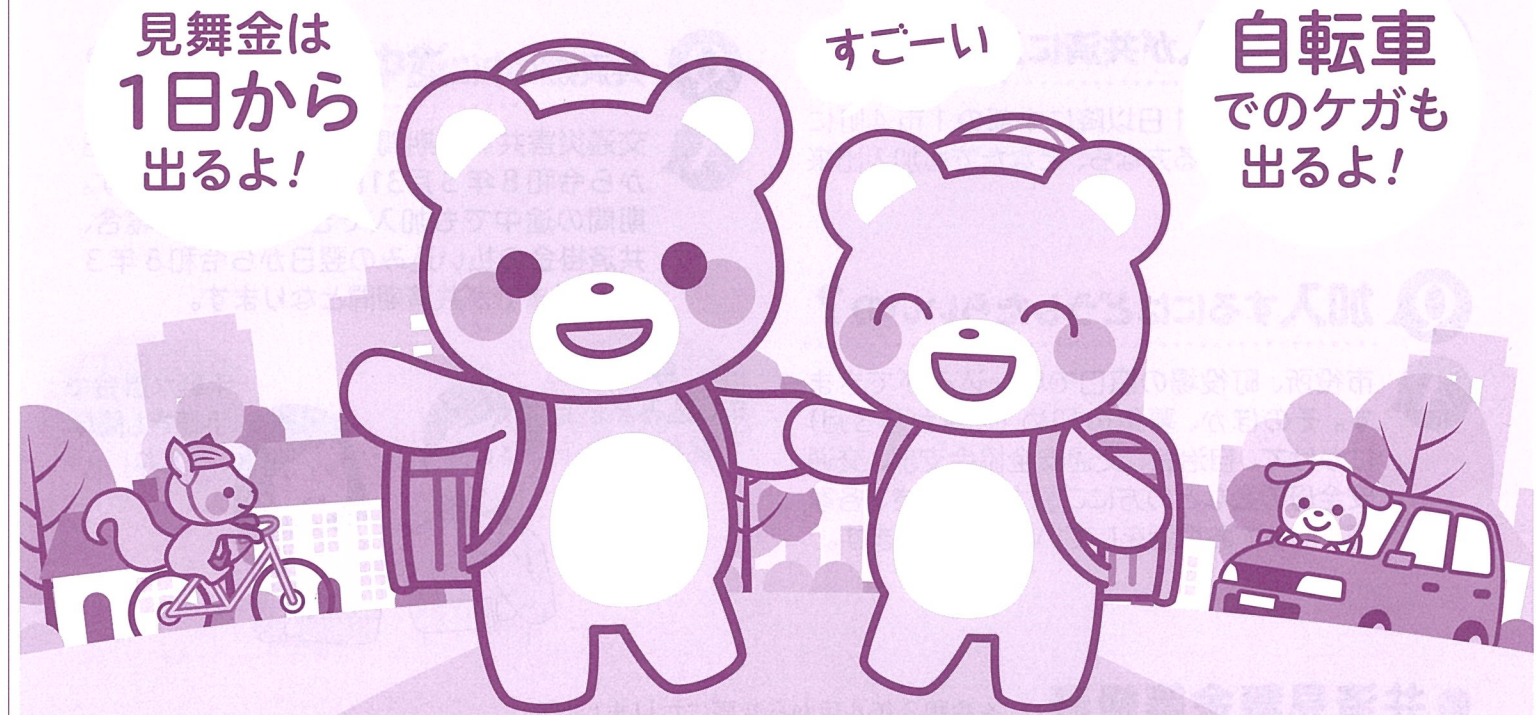
交通災害共済

令和7年度加入のご案内

見舞金は
1日から
出るよ！

すごーい

自転車
でのケガも
出るよ！



手軽に加入できて
選べる

2タイプ

第1種

掛金

500円(年間)

見舞金

2万円 ~ 50万円

第2種

掛金

1,000円(年間)

見舞金

4万円 ~ 100万円

等級	災害の程度	第1種	第2種
1等級	死亡又は自賠法1級障害	500,000円	1,000,000円
2等級	自賠法2級・3級障害	400,000円	800,000円
3等級	291日 ~	200,000円	400,000円
4等級	201日 ~ 290日	150,000円	300,000円
5等級	141日 ~ 200日	110,000円	220,000円
6等級	81日 ~ 140日	80,000円	160,000円
7等級	41日 ~ 80日	50,000円	100,000円
8等級	21日 ~ 40日	40,000円	80,000円
9等級	11日 ~ 20日	30,000円	60,000円
10等級	1日 ~ 10日	20,000円	40,000円

令和7年度加入申込み受付中
交通災害共済についてのお問い合わせは、次の各窓口へ

- 倉吉市役所（第2庁舎地域づくり支援課）▶ TEL 0858-22-8159
- 湯梨浜町役場（総務課）▶ TEL 0858-35-3111
- 三朝町役場（総務課危機管理局）▶ TEL 0858-43-3500
- 北栄町役場（総務課情報防災室）▶ TEL 0858-37-5862
- 琴浦町役場（本庁舎総務課）▶ TEL 0858-52-2111
- （分庁舎分庁舎総合窓口）▶ TEL 0858-55-0111
- 鳥取中部ふるさと広域連合（事務局環境福祉課）▶ TEL 0858-36-1023

鳥取中部ふるさと広域連合 交通災害共済のHPはこちらから ▶



交通災害共済の 特色

交通災害共済は安い共済掛金（1種500円、2種1,000円）で、
医療機関への入院・通院1日目から見舞金（1種20,000円、2種40,000円）をお支払いします。

※どちらか選んで加入してください。
※第1種に加入したあと、掛金の差額を支払って第2種に変更することができます。

Q 共済期間はいつ？

A 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
※4月1日以降に中途加入することもできます。

Q どんな人が共済に入れるの？

A 令和7年4月1日以降に中部の1市4町に住民登録のある方なら、どなたでも加入出来ます。

Q 加入するにはどうしたらいいの？

A 市役所、町役場の窓口で申し込みができます。そのほか、募集の初め（2月から3月）にかけて、自治会、交通安全協会支部、交通安全母の会などの方にご協力いただき、各家庭を回ってお世話をいただいています。

Q 共済期間中に引っ越した場合はどうなるの？

A 令和7年4月1日に中部の1市4町に住民登録があれば、引っ越ししても令和8年3月31日までは、効力を失いません。

Q 共済期間中に途中加入はできるの？

A 交通災害共済の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。期間の途中でも加入できます。その場合、共済掛金の払い込みの翌日から令和8年3月31日までが共済期間となります。



● 共済見舞金等級表 ※令和3年4月から変更になりました。

等級	災害の程度	第1種	第2種
1等級	死亡又は自賠法1級障害	500,000円	1,000,000円
2等級	自賠法2級・3級障害	400,000円	800,000円
3等級	291日～	200,000円	400,000円
4等級	201日～290日	150,000円	300,000円
5等級	141日～200日	110,000円	220,000円
6等級	81日～140日	80,000円	160,000円
7等級	41日～80日	50,000円	100,000円
8等級	21日～40日	40,000円	80,000円
9等級	11日～20日	30,000円	60,000円
10等級	1日～10日	20,000円	40,000円

Q 対象となる交通事故は？

A 道路、鉄道または軌道を運行中の車両、航行中の船舶または航空機の交通により発生した事故で、日本国内で発生した事故が対象です（航空機の場合は、日本国外を含みます）。

！ 注意
見舞金の請求期間は、事故当日から1年間です。事故から1年間経過してからの請求はすべて無効になります。治療中でも請求期間は、事故当日から1年間です。

もし、交通事故にあったら

①警察に交通事故の届出をしましょう。

自転車等の単独転倒でも、警察（交番、派出所、駐在所）に届出をしましょう。この届出がないと交通事故証明書が発行されません。自転車、歩行、その他の軽車両の事故において、交通事故証明書を得ない場合、交通事故申立書による請求となり、災害の程度にかかわらず、見舞金は第1種16,000円、第2種32,000円の支給となります。

②見舞金の請求手続きをしましょう。

お住まいの市町の市役所、町役場で見舞金の請求手続きをしてください。入院・通院の途中でも見舞金の手続きはできます。事故証明書の提出は、原本でなくても写しで良い場合もありますので、市町窓口か広域連合環境福祉課までお問い合わせください。写しの場合は、原本所有者の原本と相違ないことの証明が必要です（原本証明）。

③医療機関で受診しましょう。

・医師の治療日数（入院・通院の日数）で、共済見舞金の等級が決定されます。
・共済見舞金は、医療機関への入院・通院1日目からお支払いします。
・医療機関を転院した場合でも、転院前の医療機関の治療日数を加算して見舞金をお支払いします。

Q 遺児見舞金ってなに？

A 共済加入者である父、母または広域連合長が認める主たる扶養者が交通事故により死亡された場合、その加入者と生計を一にしていた義務教育終了前の子（遺児）に対して支給します。

種別	遺児見舞金の額	
	第1種（掛金500円）	第2種（掛金1,000円）
遺児1人につき	10万円	20万円

こんなときは不支給や支給制限があります

- ◎天災が原因で発生した災害
→不支給または一部減額
- ◎不正に見舞金の支給を受けようとした場合
→不支給または一部減額
- ◎自殺行為、犯罪行為、故意による事故、飲酒運転、制限速度違反運転、無免許運転
→不支給（死亡の時は20%以内で支給）
- ◎飲酒運転、無免許運転を知らずながら同乗した場合
→不支給（死亡の時は20%以内で支給）
- ◎交通事故証明書の提出がなく、「交通事故申立書」による請求の場合
→第1種 16,000円
→第2種 32,000円
- ◎その他特に不適当と認める事故（交通法令違反等）
→不支給または一部減額

請求に必要な書類

- ☒ 加入者証
- ☒ 共済見舞金請求書
- ☒ 交通事故証明書または交通事故申立書
※交通事故申立書は、自転車、歩行、その他の軽車両の事故に限ります。
- ☒ 医師による治療証明書

- ☒ 口座振替支払申請書
※確認のため、通帳のコピーもご持参ください。
※請求の内容によっては他の書類が必要なことがあります。
※受傷者が成人の場合で、事情により親族等が請求者となる場合は、委任状の提出が必要です。
- ☒ 印鑑